

公 示 送 達

下記の者について、その者の住所・居所不明のため下記文書を送付することができないので、地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり公示送達します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

令和 8 年 9 月 16 日

伊達市長 須田 博行

記

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称
佐藤 貞雄	令和 8 年度 介護保険料納入通知書（介護保険料額変更通知書）兼特別徴収中止通知書

上記の住所及び氏名欄の者に送達すべき書類は、伊達市役所健康福祉部高齢福祉課に保管してあるので受領してください。

また、上記の書類を受領しないときは令和 8 年 9 月 23 日をもって法律上当該書類は送達されたものとみなされます。